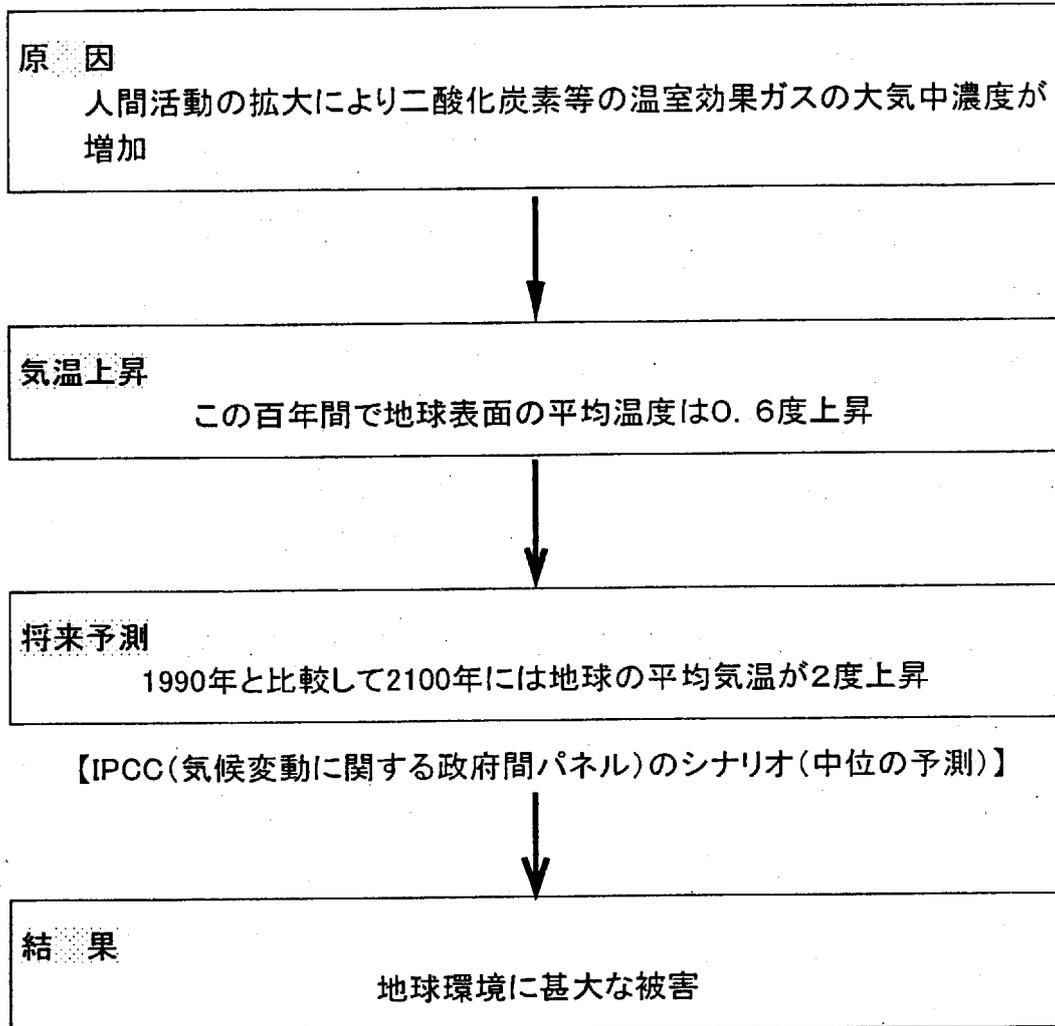


地球温暖化問題とは

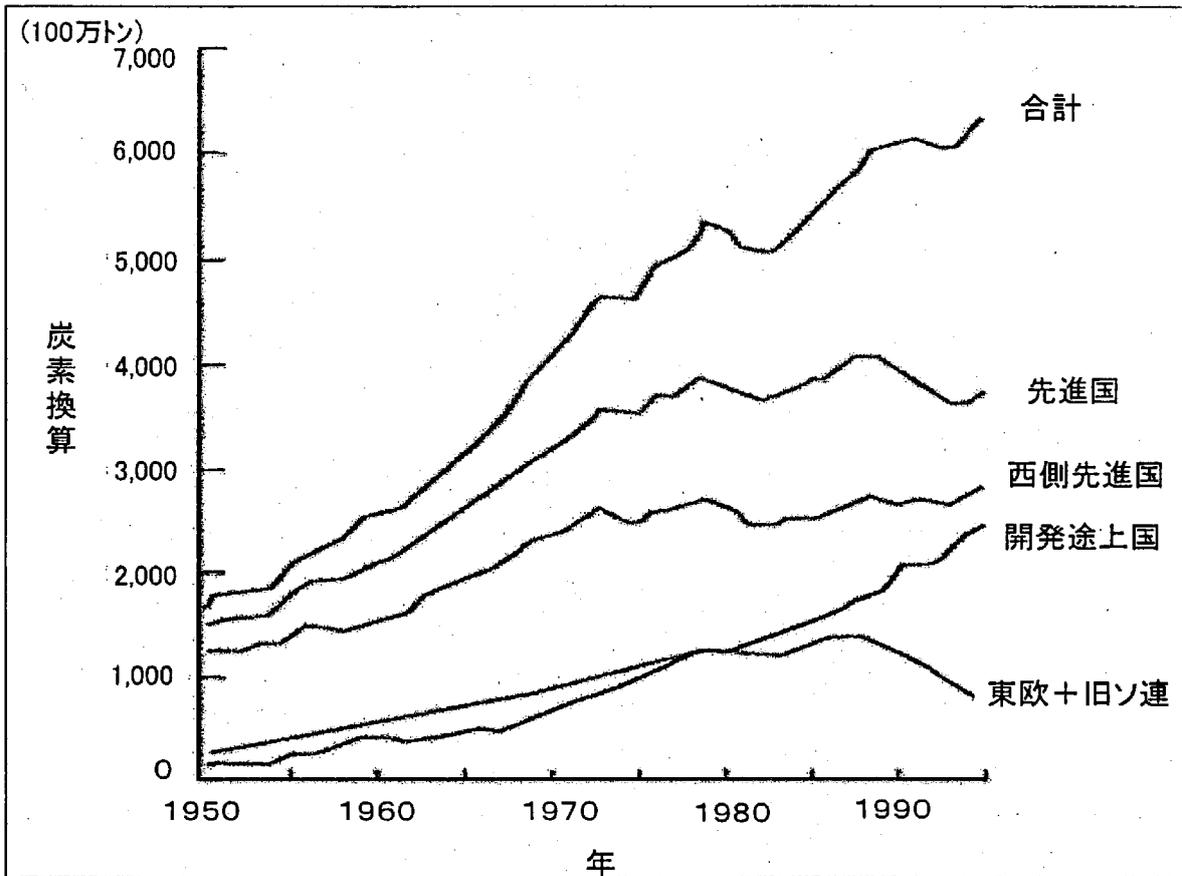


予想される被害

- ・ 海面水位上昇による土地の喪失 (海面水位50cm上昇)
- ・ 豪雨や干ばつなどの異常気象の増加
- ・ 生態系への影響や砂漠化の進行
- ・ 農業生産や水資源への影響
- ・ マラリアなどの熱帯性の感染症発生数の増加

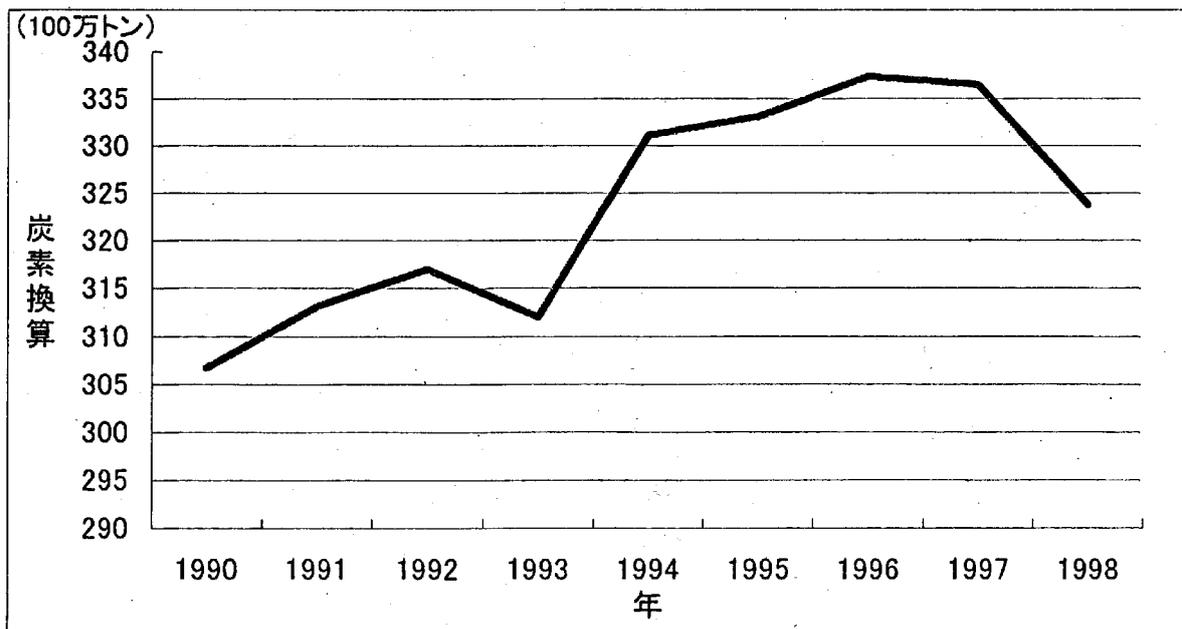
注 「環境白書」(環境省)等による。

世界の二酸化炭素排出量の推移



注 オークリッジ国立研究所二酸化炭素分析情報センター(米国)推計値による。

日本の二酸化炭素排出量の推移

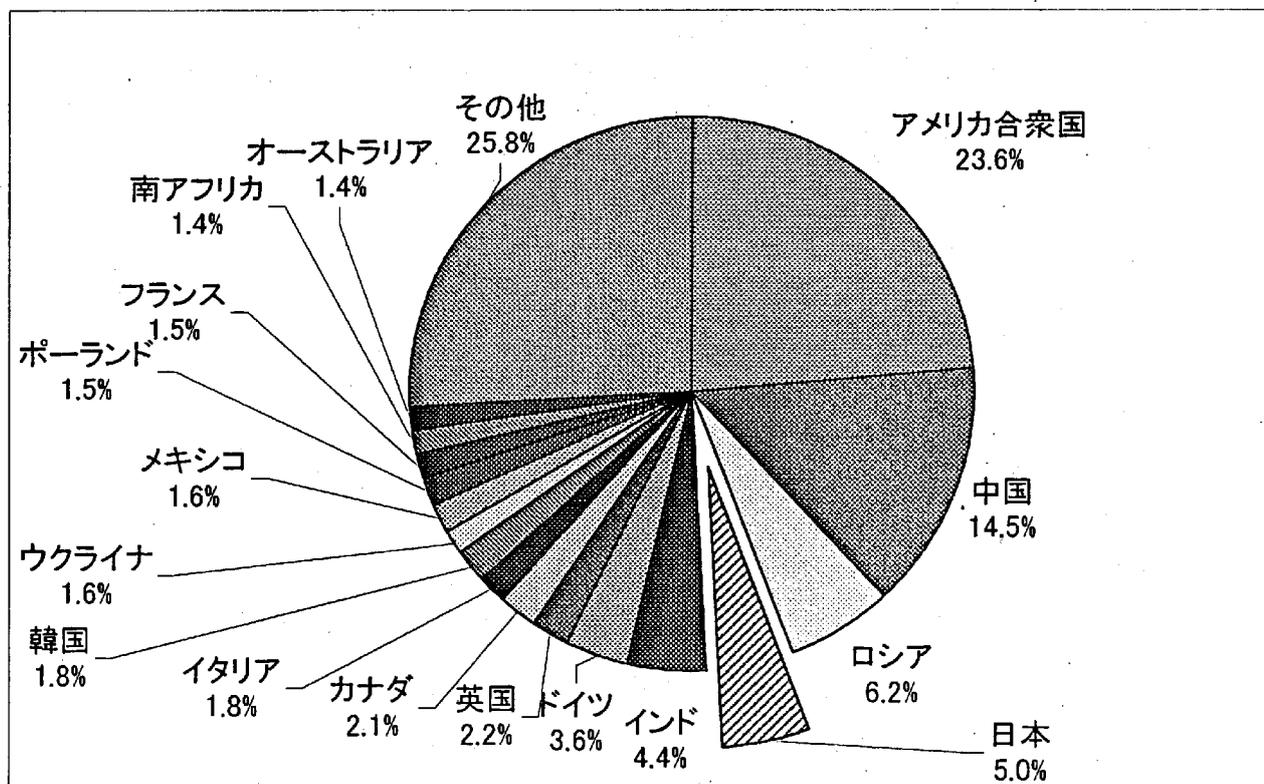


注 「環境白書」(環境省)による。

京都議定書の骨子

対象となる温室効果ガス	CO2、メタン、亜酸化窒素 (基準年 1990) HFC、PFC、SF6 (基準年 1995)
目 標 期 間	2008年から2012年の5年間
削 減 目 標	5.0% (先進国及び市場経済移行国全体の目標)
主 要 国 の 削 減 率 増 加 抑 制 率	日本 : -6% アメリカ: -7% EU: -8% カナダ: -6% ロシア : 0% オーストラリア : +8% ニュージーランド: 0% ノルウェー: +1%
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の利用の変化と森林活動によるCO2吸収量を排出量から差し引くことができる。 ・他国との「共同実施」や「排出権取引」を活用することができる。

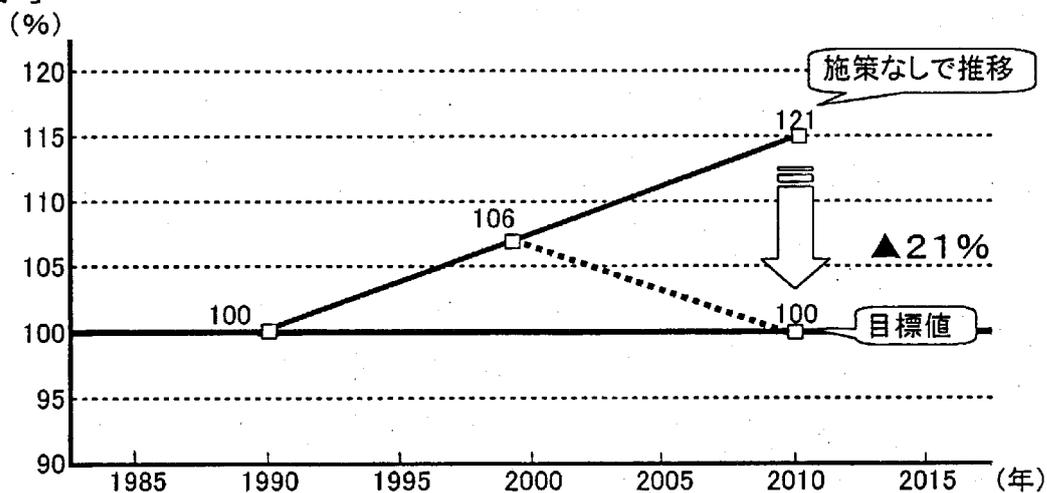
世界の中での日本のCO2排出量 (1997年)



注 「環境白書」(環境省)、オークリッジ国立研究所二酸化炭素分析情報センター(米国)推計値による。

二酸化炭素排出量の削減目標

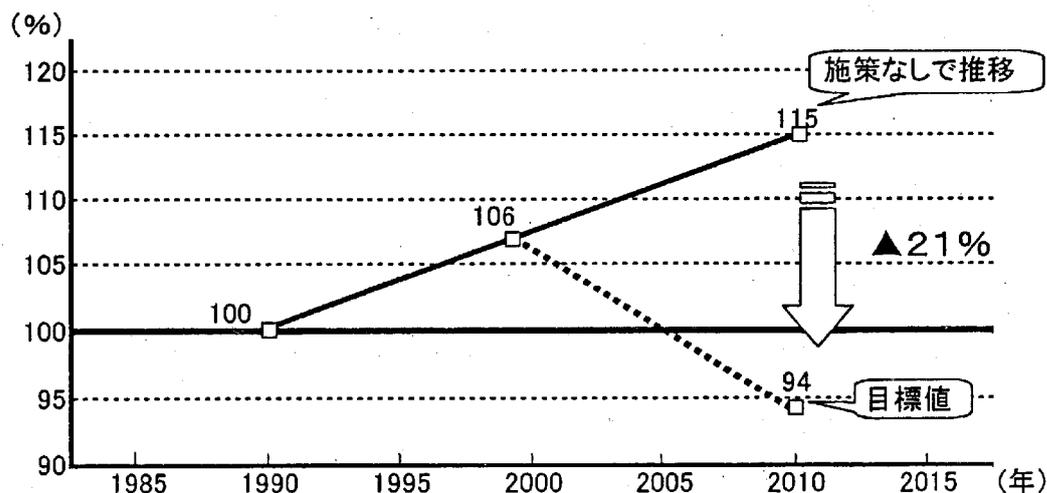
[国]



※ 国の目標においては、上記グラフの他に、森林吸収量を▲3.7%程度、排出量取引等のメカニズムにより▲1.8%程度の削減を目標としている。

[東京都]

○ 東京都では、「東京構想2000、地球環境保全アクションプラン」において2010年における二酸化炭素排出量を1990年比で6%削減するとしている。



注 環境省資料、「東京都環境基本計画のあり方について(中間のまとめ)」(東京都環境局)による。

環境基本法 (抄)

(平成5年法律第91号)
平成5年11月19日公布・施行

(目的)

第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(国の責務)

第六条 国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)の通り、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国の施策の策定等に当たっての配慮)

第十九条 国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(地方公共団体の施策)

第三十六条 地方公共団体は、第5節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

地球温暖化対策の推進に関する法律 (抄)

(平成10年法律第117号)
平成10年10月9日公布

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候変動に関する国際連合枠組条約及び気候変動に関する国際連合枠組条約第三回締約国会議の経過を踏まえ、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(国の責務)

第三条 国は、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況を把握するための観測及び監視を行うとともに、総合的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

2 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

(以下略)

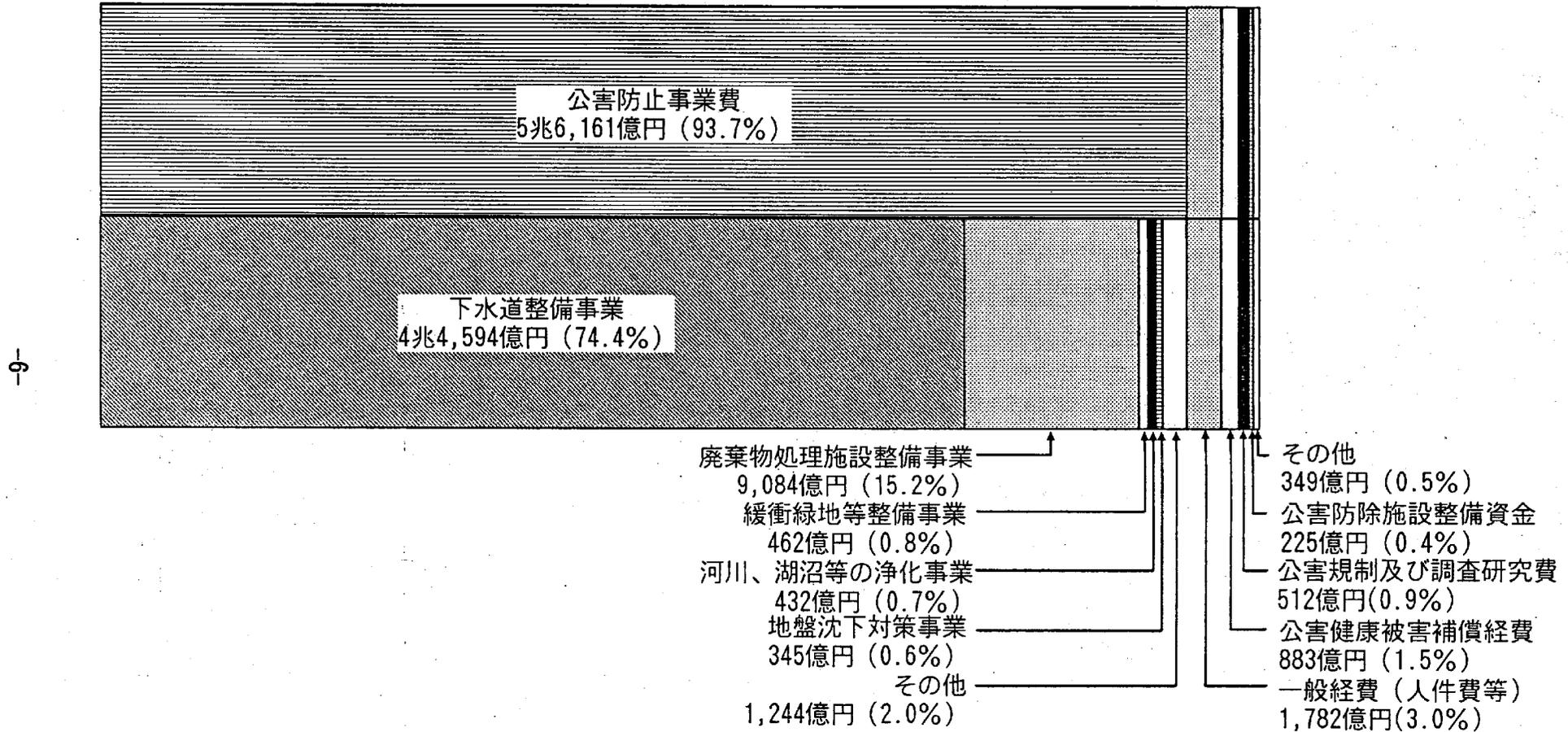
(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

地方の環境保全対策経費の状況(平成11年度決算額)

純計 5兆9,912億円(都道府県1兆2,475億円、市町村4兆7,437億円)



注 「政府税制調査会資料」による。

地方自治体で実施する地球温暖化対策

地方自治体の行うべき地球温暖化対策は、民生部門の二酸化炭素抑制政策や吸収源としての森林の保全整備等、各地域の自然的・社会的条件に応じた、きめ細かい施策が中心となる。

京都議定書の第1約束期間(2008年～2012年)での日本の削減目標6%を達成するためには、主な地球温暖化対策等は、2003年～2008年の5年間に実施されることが必要である。

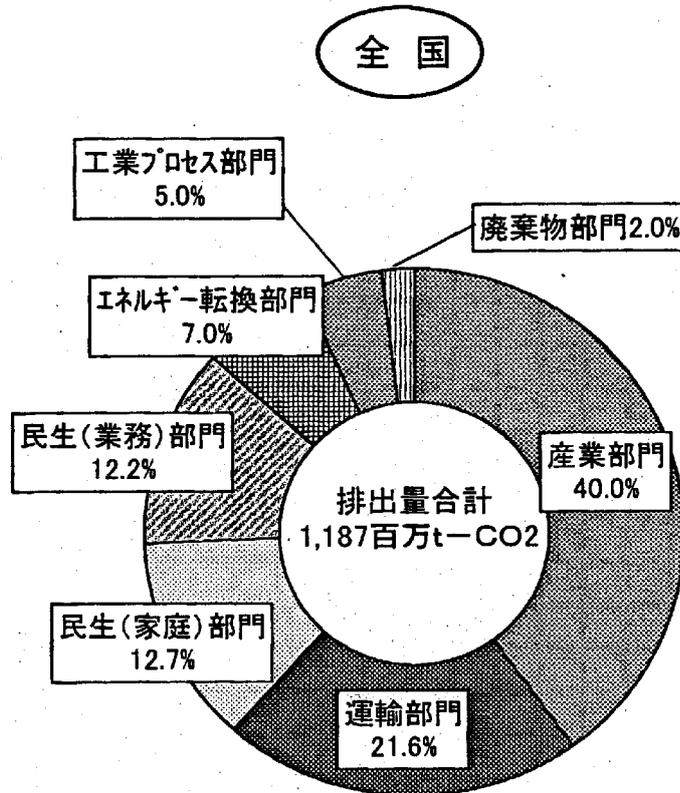
1 エネルギー需要マネジメントの導入促進	
業 務	<ul style="list-style-type: none"> ① ビルのエネルギー管理システム(BEMS)の強化 ② 高効率コージェネレーションの導入 ③ インバーター照明、エアコンなど省エネルギー機器の導入促進 ④ 屋上緑化等のビル緑化の推進 ⑤ エレベーター及び自動販売機の省エネルギーの推進
家 庭	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅の断熱性能の向上(住宅の次世代省エネルギー基準の普及) ② ヒートポンプ型あるいは潜熱回収型給湯器の導入促進 ③ 照明及び家電製品のセンサーなど制御システムによる省エネの普及 ④ 待機電力など省エネルギー機器の導入促進 ⑤ マンションなどの大規模集合住宅へのコージェネの導入

2 自然エネルギー等の普及促進	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 太陽光発電や太陽熱利用 ② 風力発電 ③ 廃棄物発電や廃棄物熱利用 ④ 下水汚泥等のメタンガス発電や汚泥の焼却熱の利用 ⑤ 畜産廃棄物やかんばつ材による木質チップによるバイオマス発電 ⑥ 下水や河川水の温度差によるヒートポンプの利用

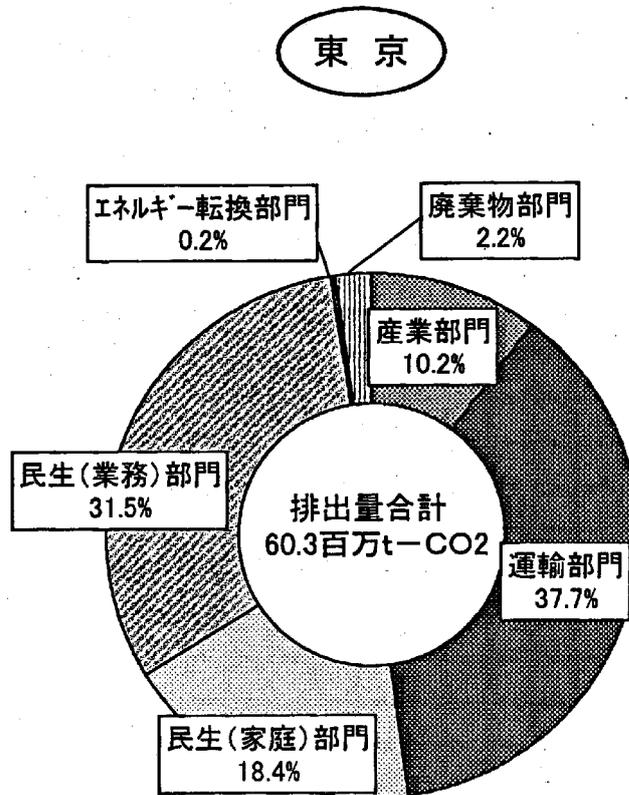
3 森林の再生	
	人工林の森林管理(かん伐、下草刈など)を継続的に行い、二酸化炭素の吸収源としての森林を再生させる。

注 東京都環境局資料による。

部門別二酸化炭素排出量の実績対比(1998年度)



注「環境白書」(環境省)による。



注「エネルギー需給構造調査」(東京都環境局)による。